

子どもの権利条約フォーラム 2010 in みやぎ

子どもの権利条約フォーラム2010 in みやぎ 「子どものことは子どもに聞こう」を終えて

小林 純子 (実行委員長)



日本が「子どもの権利条約」を批准して間もなくの1997年頃に、仙台市で、子どもの意見を取り入れながら「子どもセンター」をつくらうという動きがありました。私の手元には、その頃数年間続いた高校生自主事業「高校生の杜」の記録集があります。「高校生による中学生意識調査」「高校生がつくった子どもの権利条約パンフレット」「ここがヘンだよ 高校生VS社会人」「平成大人改革」などなど、今読み返すと、当事者の高校生もそれを支えるおとなもよくやっていたなあと思います。当時、「理想はコンビニ！」と子どもたちから言われたセンターの構想は、その後子どもたちが考えて「おとなのスタッフがいてもいいか！」と言ってくれたので、コンビニにはいない“スタッフ”を置くことになり、バブル崩壊の洗礼を受けた結果だいが縮小されはしましたが、長い時を経て

「のびすく泉中央4プラ」として結実しました。今回のフォーラムで、シンポジストの太平さんはこの場所のことを話してくれましたが、この“おとなのスタッフ”の存在がポイントであることも示唆してくれました。

一方で、そのような場所をもたない子どもたち、支えのない子どもたちに、何か手渡せるものはないだろうかと考えた結果、宮城ではこの頃少しすみっこに置かれ、忘れられそうな「子どもの権利条約」を、また磨いてみようと思ったことが、私自身が今回のフォーラム開催を決意した動機のような気がします。そして、フォーラムを終えた今、再び宮城の地で「子どもの権利条約」が光を放ち始めたようです。2日間でのべ1606人の参加があったフォーラムを総括するには、少なくともあと1年くらいかかるでしょうが、とりあえず振り返ってみたいと思います。

今回のフォーラムの実行委員会は、おとなも子どもも対等に参加するという形で出発しました。16分科会「高校生の考える子どもの権利！」を運営した高校生たちは、最初から参加していましたが、大人の実行委員が増えるにつれて、もっと子どもの参加を増やそうと様々な模索をしました。それでもなかなか応募がなく、7月のプレ企画の講演会で喜多明人さんからお話があったように、「ロジャー・ハートの参加のしご」を1段も登らない、「ゼロ段の子どもたち」の存在がリアルに感じられるようになり、実行委員の大人たちに多少焦

NEWSLETTER No.102 CONTENTS

子どもの権利条約フォーラム in みやぎ

- 「子どものことは子どもに聞こう」を終えて /1
- ・分科会 ・子どもひろば /3

海外の動き

- 韓国で初の児童・生徒人権条例制定 /7

イベント報告

- ファシリテーター養成講座 /8
- 子どもの権利条約基礎講座 /9

市民活動の『初めの一步』 第4回

- 私の場合（東京シュレーの活動） /9

TOPICS

- 「子どもにやさしいまち」とは
ユニセフ「子どもにやさしいまちイニシアティブ」 /10

本の紹介

- 子ども支援学研究の視座 /12

りの色が出始めました。

子どもの参画を基本に据えながら、子どもの姿を探しあぐねていた私たちの前に、少しずつ姿を現した子どもたち、本音を話し出した子どもたちが出てきました。フォーラムの最後には、そんな子どもたちから、「言いたいことはあったけど、これまでなかなかいえなかった。言える場所を作ってくれてありがとう」「みんなに自分の気持ちを聞いてもらえてうれしかった」「このフォーラムに参加して、自分ができることがたくさんあると思うようになった」などという言葉をもたらしたときには、実行委員の思いを背負って「こちらこそありがとう！」という気持ちを伝え、やってよかったという思いが湧いてきました。

とにかく苦労したのは子どもを一定の時間に集めることができないことでした。大人も忙しいけれど、ひょっとすると子どもたちのほうがもっと忙しいかもしれない—子どもたちが超過密なスケジュールの中で暮らしているということを改めて実感しました。子どもに何かを伝えるためにはおとなが子どものいるところへ出向くしかないと考え、児童館や学校、中高生対象の施設などに出向きました。

残念ながら11月13日は、学習発表会と重なった学校が多く、当日の参加ができない子も多かったのですが、シンポジウムで自分の意見を言った子、ライブで自分の思いを伝えた子、太鼓や踊りを交流会で披露してくれた子、子ども記者として2日間フォーラム全体取材して自分の言葉で伝えた子、分科会の企画運営をした子、アナウンスの活動を通して権利条約を学んだ子、分科会の進行をしながらこれまで知らなかった他の子どもの状況を学んだ子、親子コンサートで楽しみながら自分の権利を学んだ子、8月に仙台のメインストリートに飾る七夕を作り、フォーラムの広報をしてくれた子などなど、事前準備も含めると、少なくとも700人ほどの子どもの参加があったフォーラムでした。2か月ほどかけて作った七夕は、フォーラム当日メイン会場のステージに飾られました。

今回のフォーラムは「子どもの権利条約のことはよくわからないけれど、今の子どもの状況を何とかしたい」と集まってくださった実行委員が多かったので、とりあえずは学習をしようということになり、2009年9月から3回のプレ企画を行いました。この活動だけでもかなり大きな成果があったと思います。実行委員も事務局もイベントが初めてという人が多く、実施までの作業はかなり大変でしたが、皆の熱い思いで成し遂げられたフォーラムでした。

また、大きな特徴として、参加費を徴収せず「協力金」という形をとったことがあげられます。貧困の問題が大きな影を落とす中、大人であっても参加費を出すことが困難な人もあるかもしれないが、そんな人こそ参加してほしいという実行委員会の意思表示でした。また、子育て中の親にも権利条約を伝えたいと、親子のためのコンサートを開催しました。

全体の構成としては、初日は、開会式前の午前中に子どもをメインとした分科会、高校生ライブを開催し、午後は開会式、基調講演と、「子どものことは子どもに聞こう」と題したシンポジウム、交流会を行いました。交流会には、かわいいYOSAKOIや、迫力のある太鼓演奏などが披露され、午前中の「子どもクッキング」メニューの「キノコの炊き込みご飯」郷土料理の「油麴の卵とじ」「みたらし団子」なども並びました。

2日目は、午前中は主におとな対象の分科会と親子コンサートを開催、午後は虐待防止シンポジウムと子ども対象・子育て中の親対象のワークショップ中心の分科会を多く配しました。コンサートには、300人ほどの親子が参加し、午後は託児団体が協力してくれた無料託児室を利用してワークショップに参加する親もいて、実行委員会のねらいは成功したといえます。

初日のシンポジウムをご覧になった方は、できすぎていると感じられたかもしれませんが、しっかりと自分の意見を述べる子どもたちを、私たちもただただ感心して見ていたというのが実情です。「参加のはしご」を登り出した子どもたちの力は計り知れないものでした。思いがけず、県議時代から子どもの問題に関心を寄せていた岡崎内閣府特命担当大臣のメッセージが届いて、開会式で披露できたのもうれしいことでした。

メインステージと並行して、「子どもひろば」では、仙台の大学生たちと早稲田大学の学生が、権利条約についてアンケートやゲーム形式で意識調査をしたり、子ども関係団体が遊びのコーナーを作ったり、子どもフリーマーケットを開催したりと、多彩な催しがありました。

高校生ライブの企画をしたのは、子ども参加を促すために途中から導入した「子どもひろばの子ども委員」という位置づけの2人の高校生です。4月・7月のプレ企画に参加し、もっと子どもたちがフォーラムに参加するためにはどうしたらよいかという相談をしているうちに、ライブの企画が持ち上がりました。

16分科会で発表した高校生たちは、最初はフォーラムの中でライブをしたいという意思を持って参加してきたのですが、途中からフォーラム以外の場でライブを行うことになりました。この経緯への理解について、高校生たちの思いと実行委員会のおとなの受け止め方について齟齬があり、高校生がフォーラムの中で、子どもとおとなが共に活動する中で起きうる問題として発信をしたのは、フォーラム当日参加された方が目撃されたのとおりですが、別な高校生たちによって結果的にライブ企画が復活しました。

会場はライブ向きではなく、機材の問題や、2人だけでスタートする企画という点で心配もありました。しかし結果的には、お笑い芸人を目指している友人や学校の吹奏楽アンサンブル、バンドなどに出演交渉し、開演時に子どもの権利条約についての説明もし、観客にフォーラムの意味も伝え、当日は大いに盛り上がっていました。先生やクラスの友人などもたくさん聴きにきてくれたとのことで、かなりの達成感があったようです。実はこの間に、サポート役の大学生と子ども委員の間にも、16分科会の高校生たちが提起したのと同様の問題が発生していました。

終わった今になってみると、こんな問題が続々と起きて、そのことを経験する場（フォーラム＝広場）であったことが、フォーラムを開く本当の意味だったのではないかと思われるのです。ふだんは、波風が立たないように、友達とも気を使って接している子どもや大学生が、本気で何かをしようと思ったとき、彼ら同士もぶつかりあい、立ちほだかったおとなと対立もします。そこを経験し乗り越えることは、彼らの大きな財産になっていくでしょうし、おとなが彼らから学ぶこと

にもなります。総括に1年はかかると思ったのは、このフォーラムの中で起こったことが何だったのか、どうすればよかったのか、これからどうするのか、関わった人たちが考え続ける時間が必要だと思ったからです。

「子どもの権利条約を語るのにこれは落とせない」と思ったテーマを絞りに絞っても分科会が16もできてしまいました。

分科会

◎子どもの気持ちを引き出すコツ ～子ども参加ファシリテーター入門ワークショップ

まず参加者はA3用紙を4つに折って、上半分に呼んでほしいと思う自分の名前を、左下には所属活動団体、右がわにこの分科会参加の動機を各自が記入。そして、アクティビティに。

①「イメージ他己紹介」 まず隣り合った参加者同士が自己紹介し合ってから、全員に隣の人を紹介するアクティビティ。自分は他人からどのように見られているか、知り合った相手を理解して受け入れるとはどういうことかを考える。

②「シールで仲間づくり」 ファシリテーターが参加者全員の背中に赤、青、黄、黒色のシールを本人には見えないように張り付けた後、全員に仲間をつくるように指示する。指示された参加者はだまって自分の背中のシールの色を想像して、同じ色のシールと仲間になろうと試行錯誤する。中には2色のシールを貼られている参加者がひとりいてどの色のグループからも追い出されたが、結局は赤色グループに仲間入りした。ファシリテーターは仲間をつくれと指示しただけで色別の仲間づくりを指示したわけではなかったのに参加者は色別に仲間をつくるように指示されたと言っていた。仲間とはどんな存在なのか、どのように形成されるのか、人間関係、特に子どもとおとなのあり方を考えるアクティビティであった。

③「聴くとは？」 ①の時とおなじペアを組んで、聞き手と話し手に分かれる。聞き手は開始前にファシリテーターに呼ばれて聴き方の手法を3つほど内密に伝授される。その伝授された手法は話し手の眼を見つめていかにも関心を示しあいづちをうちながら聴く、手元のメモ用紙に都道府県名を書き

また、虐待をテーマにした「葦牙」の上映、当事者が語ったシンポジウムなど、ひとつひとつが印象的でしたし、充実していたという感想もいただきました。あまりに刺激的な2日間を過ごしてしまった私たちが、自分の中で温めたものをどういうかたちで整理していくのか、全国の皆さんと共に今後とも考えていきたいと思います。

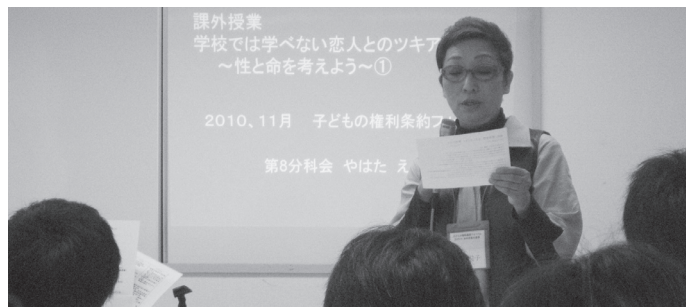


ながら適当に返答しながら聞く、両腕を組んでふんぞり返って聞くなどを2分間ずつやってみることである。話し手は最近にあったうれしかったできごとを話すが、話しながらも聞き手の態度変容に気になりながらも続ける。こうして「聴く」ことの意味や積極的に聴くために心がけること、子どもの思いを聴くために必要なことやおとなが子どもの声を聞かないときはどんな時かをシュミレーションした。

④「子どもって・・・？」 子どものイメージを昔と今どきに区別して、昔の子どものイメージはピンクのカードに、今の子どもについてはブルーのカードに各自が書きあげ、同じテーブルの参加者のカードといっしょに大きな模造紙の右と左に分けて貼付する。つぎに、それぞれを良いと思われることを上段に、悪いと思われることを下段に貼付しなおす。なんと、下段がブルーの用紙で溢れていた。今のおとなは今の子どもに対してマイナスイメージでとらえていることに気づかされたアクティビティであった。

好光 紀（子どもの権利条約ネットワーク運営委員）

◎課外授業—学校では学べない恋人とのツキアイ方— ～生と命を考えよう



今回のフォーラムで、中高生・大人を対象に「学校では学べない恋人とのツキアイ方」という性に関する分科会を企画しました。子どもたちに、性に対する正しい知識を持ってほしいという思いで企画をしましたが、高校生たちの反応は

なかなか厳しく、「話題が重い」「聞きたいけど恥ずかしい」ということばが返ってきました。

不安を抱えながら当日を迎えましたが、小学生から大人まで35名の参加をみる事が出来ました。

講師の八幡悦子さんは、（助産師・看護師学校・助産師学校などで非常勤講師・ハーティー仙台＝DV・性暴力の被害者支援代表）中学・高校などで、デートDVや性暴力に関する講演やワークショップを数多く行なっています。

分科会では、「性ってなに？」というところから始まり、性感染症などの医学的な説明の後、参加者からの質問に答える形で（毎回事前に質問を取るそうです）どのような「ツキアイ方」がいいのか、お互いに自分自身を護るための行動やこ

とばを、グループを作って話し合い発表。また、デートDVとはどのようなことをいうのか、実際に起きた事例や紙芝居を使っ
ての説明。安全な距離の取り方のワーク体験など、恥ずかしがりながらも真剣に、また楽しく学ぶことが出来たように思います。

終了後参加者たちは、今まで経験したことのない性教育に、口々に「初めて聞いた」とか「今まで聞けなかったことが聞けた」また、「パートナーの携帯を勝手に見るのもDVだったとは・・・」というような感想を述べていました。

◎罪を犯した少年にも弁護士を ～少年たちに寄り添い支える大人たちの挑戦



この分科会は、「国選付添人の範囲拡大」をテーマにした、異色な分科会でしたが、40名以上の市民の方に参加していただき、非常に有意義な分科会でした。

まず、子どもの権利条約37条(d)に、少年が弁護士の援助を受ける権利が定められているにもかかわらず、国選付添人対象事件に限られているという問題、国選付添人対象事件が拡大されるまで弁護士が自らの自費を出し基金を作り付添人活動の費用を捻出して少年を支えるという活動をしていることについて基調報告がありました。

次に、少年の立ち直りを支援しているNPO法人ローゼンベル理事長大沼えり子氏(保護司)と付添人活動を積極に行っている3名の弁護士が参加してパネルディスカッションが行われました。弁護士の援助を受けないまま家庭裁判所で審判を受ける少年たちが数多くいること、少年事件の背景に、虐待やいじめ、貧困などといった様々な問題があり、その問題を解決するためには早い段階から弁護士がかかわり、支援することが重要であることについて、具体的事例を通じて議論されました。

少年法が改正され、厳罰化傾向にあります。厳罰化では少年の非行の背景にある様々な問題を解決することはできません。少年に寄り添い、少年を支えることが大切です。せめ

私たち大人は、性について子どもに聞かれてもどのように答えたらいいのか・・・と悩んだり、出来れば避けたい話題だったりします。しかし、子どもたちは聞けないけど、知りたい気持ちはあります。「性って恥ずかしいことではないよ。大事なことだよ。」と正しい知識を持って子どもたちに話してあげることが、大人の役目なのではないかと今回の分科会を通して感じました。

久松 恵美子(フォーラム実行委員)

勝田 亮(弁護士)

全面的国選付添人制度の実現

1 少年審判における弁護士付添人の役割

- ・適正手続の保障(えん罪の防止、適切な保護処分認定)
- ・少年の立ち直りを援助(家庭・学校・職場等の環境調整)
- ・被害者との関係調整・示談
- ・再非行の防止⇒社会の安全の確保

2 弁護士付添人の選任数・選任率(2009年)

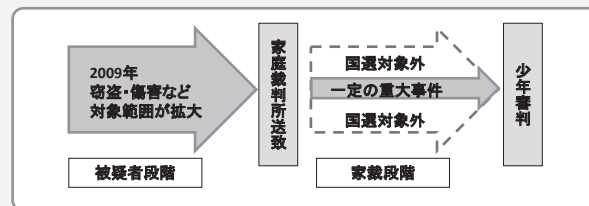
- ・少年審判に付された少年 54,254人(①)
- ・少年鑑別所に収容された少年 11,241人(②)
- ・弁護士付添人が選任された少年 6,139人(①の11.3%、②の54.6%)
- (成人の刑事裁判所での弁護士選任率 ほぼ100%)

3 現行の裁量的国選付添人制度(2007年11月1日施行)

- ・重大事件(故意の犯罪行為による被害者死亡、死刑・無期又は短期2年以上の懲役・禁錮の罪)
 - ・少年鑑別所に収容された少年
 - ・裁判所が必要と判断したとき
- この3要件を満たした場合のみ、選任される(2009年度の選任数550人)。

4 被疑者国選弁護拡大による制度的な齟齬

2009年5月21日 被疑者国選弁護対象事件拡大
⇒国選付添人制度の対象事件は拡大されないため、引き続き活動できない。



5 少年鑑別所に収容されて身体拘束を受ける少年は、全て対象とすべき

- ・身体拘束下で法的援助の必要性が高い(子どもの権利条約37条(d))
- ・少年院送致・児童自立支援施設送致等の重大処分の可能性が高い。
- ・要保護性が高い(環境調整等の必要性が高い)。

◎特別な支援って何？ ～障害のある子どもたちの権利をめぐって

私の職業は保健師です。行政の保健師として、乳幼児の健診等で子どもとその家族に関わる機会があります。健診等で度々出会う、いわゆる「気になる子」、担当している地域の生まれながらに障がいを持っているお子さんなど、どのように関わっていけばいいのかと悩むこともあるので、今回この分科会に参加しました。

この分科会で多く聞かれた言葉が「インクルージョン」でした。恥ずかしいことに、私はこの意味をよく理解していませんでした。帰宅して調べてみると、「障がい児と健常児が区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと」とあり、分科会のなかでも「誰もが変わらず平等に学ぶこと」という説明がありました。障がいを抱えている子や家族は、どうしても他の子とは区別

されてしまうと思います。できないからさせないのではなく、できることを伸ばそうと発想を変えることで、子どもの可能性は広がると思います。また、子どもには「差別的禁止」や「教育を受ける権利」等の当たり前の権利があります。それを守っていくのはやはり、周囲の大人や社会だと思うので、「インクルージョン」という言葉の意味を周知すること、実行に移すことの必要性を感じました。

一木先生からは、「特別な支援」のキーワードとして「地域の学校」「合理的配慮」「必要な支援」の3つが挙げられました。「合理的配慮」とは、例えば車いすに乗っている人のために、スロープを付けたり、それが難しいなら手伝うということでした。変わらなければいけないのは施設や制度であり、決して障がい者ではないという言葉が印象的でした。

「特別な支援」のキーワードである「地域（の学校）」「合理的配慮」「必要な支援」は、学校教育現場だけでなく、地域にも当てはまることだと思います。私も、障がいを持っている子とその家族が、安心して当たり前で生活できるように支援していきたいと思っています。そのためには、子どもとその家

族が何を求めているかを判断してその時に必要な支援をすることが大切だと思います。

今回の分科会は教育の話が中心でしたが、その中でも自分の仕事に通じるものが見つかったと思います。この分科会に参加していたのは当事者の方が多かったのですが、このような場こそ学校の先生や教育関係の方が参加できればもっと実のある会になるのではないかと感じました。

鈴木 理華子さん（北上市からの参加）



子どもひろば

早稲田大学ゼミワークショップ



私たちは、「親と子どもに対する権利意識の普及」というテーマで本年度のグループ研究を進めており、本ワークショップはその一環として行った。「おとなと子どものパートナーシップ号」と名づけたこのワークショップはその名の通り、おとなと子どものパートナーシップの構築を最終的な目標とし、おとなと子どもの考え方の違いに「気づき」、その相違を「伝える」ことで、パートナーシップ形成のきっかけにしておうと考え、行ったものである。

具体的には、権利条約第31条の休息や遊びの権利を題材にして、おとなには「子ども時代、暇な時には何をしていたか」「子どもたちに、暇な時には何をしたいか」、子どもには「今、暇な時は何をしているか」「暇な時に何をしたいか」という質問を投げかけ、紙に書いてもらい、大きな模造紙に貼ってもらった。そして、他の参加者が書いたものも見てもらい、その上で「おとなに/子どもに対して伝えたいこと」を書いてもらい、別な模造紙に貼ってもらう、という内容であった。

結果、子どもは暇な時間には趣味を室内で行う傾向が強く、

暇な時間にやりたいことも実現可能性の高いものが多かったのに対し、おとなは子どもの頃に外で自然と触れ合いながら遊んでおり、子どもには暇な時間に友人と外で遊んで欲しいという回答が多かった。また「伝えたいこと」では、現状の生活に不満を持っている子どもも多く、その改善を求める声が目立った一方、おとなからは、遊びに関するものから人生訓のようなメッセージまで、バラエティに富んだ回答が寄せられた。

ワークショップを行って、おとなと子どもの考えにはやはり多少のズレがあることが分かった。パートナーシップ構築のためには、おとなの価値観に縛られず、子どもの考えをしっかりと聴き、伝え合い、一緒に行動する機会を日常に盛り込む姿勢が求められるだろう。子どもに関しては、自分の持っている考えをもっと周りに発信して欲しいと感じた。権利を楯にして甘えすぎるのは困りものだが、萎縮せずにおとなと考えを伝え合っていければ、良いパートナーシップが築けるのではないだろうか。

どのような回答が飛び出すか、期待半分、不安半分で行ったワークショップであったが、終わってみれば私たち自身も楽しく行うことが出来たし、貴重な意見を頂くことが出来た。子どもの意見を引き出すのはやはり簡単なことではなかったが、親子で書いた意見を伝え合っている姿も見られ、「やってよかったな」と感じている。ワークショップの手法やファシリテーションの仕方に課題は残るが、このワークショップがパートナーシップ構築のきっかけになってくれれば幸いである。

遠藤 智史（早稲田大学生）

…子どもの権利条約フォーラムに参加して…

私は今回、初めてこの子どもの権利フォーラムに参加しました。初日は第2分科会『国際理解講座Hi5』と開会式に出て、その後に葦牙を見ました。2日目の午前中は第9分科会『不登校・ひきこもりの現状と支援について考える』、午後は第16分科会『高校生の考える子どもの権利！』に出ました。閉会式は残念ながら時間の関係上見る事が出来ませんでした。

初日の分科会では、世界の現状とその解決に向けた国際協力の取り組みについて、世界の学校についてポスターを使って知りました。最初に、「世界のいま!!」というポスターを使って、そこにある写真は何をしているところなのかを考えました。その中で一番びっくりしたのが、イギリスの子どもがお金が払えなくて学校に行けなくて町を歩いている写真です。先進国でもこういう事があるのだからって思いました。次に、「学校ってなんだろう？」というポスターを使って世界のいろいろな学校を見ました。世界によって学校はさまざまあるのだからって思いました。開会式の中のシンポジウムでは、子どもの権利条約が出来た日などをよく調べていてすごいなと思いました。また、中高生が交流したりできるのびすく泉中央と

いう施設の話聞いて、私の近くにもこういう施設があればいいのになと思いました。

2日目の午前の分科会では、不登校・ひきこもりの現状と支援についてかんがえるということで最初難しい内容かなと思いましたが、スクリーンなどを使っていてわかりやすく興味のある内容でよかったです。午後の分科会では「子どもの参加を子どもとおとなとで考える」というテーマで、企画者である高校生の意見に私も共感できるところがあり、また、大人の前で堂々と大人に対して意見を述べるのはすごいなと思いました。この分科会に来ていた大人の中で「必ず意見をちゃんと聞いてくれる大人はいるはずだから」という言葉に私も今までを思い返すとそうだなあと思いました。

今回このフォーラムに参加して、閉会式に出られなかったのは残念でしたが、いろいろと勉強になり、また、私はまだ子どもといってももうほとんど大人に近づいているので、これからは下の子の意見などをちゃんと聞きたいなと思いました。

本間 政則さん（川崎市の高校生）

ごあいさつ

「子どもの権利条約フォーラム2010 in みやぎ」の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

子ども、若者は、かけがえのない「今」を生きる存在であるとともに、我が国の、さらには世界の未来を担う存在です。子ども・若者が、生き生きと幸せに今と将来を生きていくことができるよう、環境の整備や支援を行うことは、我が国の将来に大きく関わることであり、政府として全力で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのなかで、私も、「児童に関するすべての措置をとるに当たって」「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」とする児童の権利条約を、常に守り、大切にすべきだと考えてきました。

今年4月、児童の権利条約の理念にのっとり、関係施策を総合的に推進することを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、それを受けて、政府においては、7月に「子ども・若者ビジョン」を策定しました。策定に当たっては、「子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する」等の視点から検討を行い、その結果、ビジョンの基本理念として、子ども・若者の最善の利益を尊重する社会の実現を目指すこと、子ども・若者と大人が共に生きるパートナーとして尊重し合うこと等を盛り込みました。

政府としては、このビジョンに基づき、子どもや若者の視点に立った施策を推進していきます。

子どもや若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題でもあります。このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子ども・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組が求められます。

本日から2日間にわたって開催されるこの大会では、海外や全国から集った皆さんが、子どもを取り巻く現状や課題について、報告や意見交換をされると伺っております。この大会が実り多いものとなりますことを祈念いたしますとともに、大会を新たな契機として、今後とも、子どもや若者一人一人が大切にされ、支えられながら、その可能性を最大限に発揮できるような社会の実現に向けて、積極的な取組を進められることを期待いたしまして、私のあいさつといたします。

平成22年11月13日

内閣府特命担当大臣 岡 崎 トミ子

— 韓国で初の児童・生徒人権条例制定 —

学校による頭髪・携帯規制の禁止・給食無償等を規定

喜多 明人 (子どもの権利条約総合研究所代表)

＜京畿道において児童・生徒人権条例制定＞

ソウルに隣接する京畿道（ギョンギドー人口1千万の行政区＝教育庁）の教育監（後述）が推進した「児童・生徒人権条例」が、9月17日道議会を通過し、制定された。韓国で初めての子どもの権利条例である。道議会全議席は131席で、このうち与党であるハンナラ党は42議席、民主党は76議席、その他13議席です。与党議員たちは民主党との摩擦で6日から議事参加を拒否し、この生徒人権条例は出席議員77人のうち賛成68人、反対3人、棄権6人で原案どおり採択された。

これによって来年1学期から京畿道内のすべての小・中・高校で条例が適用され、いま韓国の教育界で問題となっている子児童・生徒に対する体罰が全面禁止されることになる。2002年当時、国（教育人的資源部）が定めた「生徒生活規定例示案」とくに「教育上 避けられない場合、直径1～1.5cm、長さ50～60cm以下の木で作った 直線型体罰道具で体罰を与えることができる」とした部分は修正を余儀なくされると思われる。

また、頭髪も学校による制限が禁止され、学校が夜間自習と補充授業を強制してはならず、授業時間などを除き学校で携帯電話を持つことも自由になる。妊娠などを理由にした退学処分や特定宗教行事への参加強要、特定宗教科目の受講強要なども禁止される。

また「子どもの貧困」が問われるこの時代に、子どもの権利条例としては、「福祉に関する権利」（第2章・第7節）に初めて「学校給食の無償制」が規定された。また同節では、女子の「健康に関する権利」として、「女子児童・生徒は、生理による苦痛のせいで、授業に欠席したり参加できなかつたりする場合には不利益を受けない権利を有し、学校は生理中の女子児童・生徒に対して不利益にならないように適切な配慮措置をとらなければならない。」とまで規定されている。子どもの日常的な生活上の問題にリアルに応える姿勢がうかがえる。

さらに、京畿道教育庁には20人で構成された児童・生徒人権審議委員会を置くことになり、この内5人を児童・生徒人権擁護官に選定し、擁護官は児童・生徒の人権侵害事件について調査することができるようになる。京畿道25ヶ所の地域教育庁にも児童・生徒人権センターを設置することになる。とくに注目されるのは、学校は、条例の実施に向けて、校則及び規定を制定・改正するための審議会を置くことが求められたことである。この「校則制定・改正審議会」は、教員・保護者・専門家・児童生徒で構成され、児童・生徒の意見は、民主的・合理的な手続きにおいて保障されることになった。（条例全文及び解説など詳しくは、子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利条約ガイドブック』2011年1月刊行予定、日本評論社、所収、参照）

＜児童・生徒人権条例に対し賛否両論＞

この児童・生徒人権条例を推進した京畿道の金教育監は、公選制で選ばれた教育庁の統括職（日本の教育委員会の教育長にあたる）であり、生徒人権条例の制定を公約にして2度当選した。とくに今年6月2日の統一地方選で圧倒的な支持で再選された。金教育監は、今後これまでの学校のあり方を再検討し、「革新学校」事業を進めることを宣言している。この「革新学校」は、子どもや保護者とともにつくる学校、学校の教育課程の自主編成をすすめ、学校の自律権を強化することなどを進めるとしている。

私たち子どもの権利条約総合研究所メンバーの「表敬訪問」の際には、金教育監は、この児童・生徒人権条例の実現にとって、もっとも熱心に動いてきたのは子どもたち自身だった、と述べていた。制定過程においても、子どもたちの意見を反映する努力をしていた。生徒人権条例について生徒の絶大な支持を集めていることは、公聴会に呼ばれた生徒達の発言を見ても明らかである。また組合関係者も、「生徒と父母、教育・市民・社会団体の長年の 念願である人権条例制定を歓迎する」として「教師の教育権、学生たちの学習権が侵害されないか」という憂慮を払拭させる対策準備が至急必要だ」としています。

これに対して、保護者や教職員、一般世論の反発も根強い。「生徒の人権強化で生徒として守らなければならない義務遂行がおろそかになれば学校秩序が混乱するだろう」。「学校の現実や学生の発達水準を度外視した人権条例制定は教育を減ぼすポピュリズムにすぎない。京畿道教育庁はいまからでも人権条例制定を見直すべきだ。」といった反対意見もある。

＜ソウル特別市など5自治体で生徒人権条例づくり＞

子どもの人権条例づくりは、京畿道にとどまりません。ソウル特別市、光州広域市、江原道、全羅南道、全羅北道などの5自治体で条例化が検討されている。これらの地域で、条例が制定されれば、韓国の小中高校生の半数以上に子どもの権利条例が適用されることになる。いま注目されているソウル特別市の教育監は、国レベル独立した人権機関である国家人権委員会の元・事務総長である。また、光州広域市の教育監は、小中高校の教師を歴任し、教職員組合運動にも取り組む中で、学校における児童・生徒の人権保障の必要性を痛感したことが条例制定に取り組む背景にあると述べている。

これらの子どもの権利条例づくりが、実効性のある子どもの権利規範として学校に根づいていくためには、学校の主体性・自治性との調整や学校教職員側の意識改革が求められると思われる。

ファシリテーター養成講座

9月25・26日、11月20日の3日間にわたってファシリテーター養成講座が開催され、子ども支援に関わるおとなたちが集まった。講座といえば、研究者の講義を聞くとか、成功している有名な実践の報告を聞くというようなものが一般的だが、当講座は、あえて実践者の「ゆらぎ」に焦点を当てる。具体的には参加者が4人程度の小さなグループに分かれ、そのうちの一人が自らの実践を振り返りながらそこで感じている「ゆらぎ」を語り、他の参加者はその語りを聞く(寄添う)という形式であった。

このような講座に参加して感じたこととしては、まず、講演に飛び回っているような有名な実践者とは違う、いわゆる「普通の実践者」の語りの中に本人も気がついていないような豊富な実践知が含まれているということである。それが語られること、そして聞き手の質問などによって問い返されることを通して、語り手・聞き手双方に新たな視点がもたらされたり視点がより深まるといったことが起き、個人的に非常に有益な時間であった。

参加者の感想

ファシリテーター養成講座2006プログラムに参加してから早4年半・・・

2006プログラムでは子ども参加を支援する「新しい力」や迷った時は子どもの権利条約に立ち戻ればいいことなどを学びとても大切なものを手に入れたように思って、地元に戻って実践に活かそう、子どもを支える仲間のおとなに伝えようといういろいろな取り組みもしましたが、現実はずっと「これでいいのか」と自問自答する毎日でした。特に学童保育指導員として働きだしたこの2年半は毎日現場で子どもたちと接するなかで、ゆれる自分に誰か答えを出してくれないかと何とも言えない気持ちになることがありました。

そこに待ちに待ったファシリテーター養成講座応用編!! 子どもを支援する現場と、子どもの権利という共通のまなざしを持った参加者と「ゆらぎ」を語り聴き合うワークショップはゆらいでいた自分からゆがまない確かなものを手に入れることができましたように思います。メンバーが本当に心を込めて聴いてくださるその安心感と心地よさ。また大切なものを手に入れました。でも現場にもどればまたすぐにゆらぐことになるでしょう。でも今度はその「ゆらぎ」とうまく付き合っていけそうです。ぜひこのような機会を定期的に!!

(三田 和子)

ここに参加した方々と、その言葉全てが、
わたしのために用意されていたかのような・・・

講座を終え、この不思議な感覚に捉われている。例えばその一つ。二日目は「ゆらぎ」を語りたい4人が挙手、どの「ゆらぎ」を聞きたいかを残りの参加者が選び、それぞれのグループに分かれた。わたしは聞く側にあり、一人が語る活動現場の具体的な光景と、そこで彼女が味わっている様々な感情と

次に、実践者のエンパワメントになるのではないかということである。なぜなら、普段参加者は「支援者」「おとな」という強い人間像を求められており、そのような状況では、自らがゆらいでしまうことを受け入れるのはそんなに容易なことではないので、そこでまず悩む実践者も多いのではないかと。よって、お互いに「ゆらぎ」を語り合うことで、「ゆらいでいるのは自分だけではない」ということが確認でき、それだけでもかなり肩の荷が軽くなる。さらに、自らの実践を語ることが誰かの実践発展に寄与できるという事実は少なからぬ自信に繋がると思われるからである。

最後に、子どもの抱える問題が複雑化していることに伴い、子ども支援者も他専門職とのつながりを持ち、重層的な支援を行うことが求められている。このような状況に対応するためにも、今回のように支援者同士が職種を超えて繋がりあう機会の必要性が増してきているように思われる。

(竹内 麻子)

に出遭ううち、自分の中にも何か「ゆらぎ」が生じてくるのを感じていた。彼女が目にして光景は?そこで感じているのはどういうものなのか?…といつの間にか無意識に、自分の経験を重ねることで想像していた。わたしの中に沸いてきたのは、自分自身の活動に対して感じている疑問と、それをどうにかしたいがその道筋がわからない迷い共々を同僚と共有できていない、というわたし自身のもどかしさだった。彼女の語ってくれた実践の中での具体的な「ゆらぎ」の内容は重層的で、エネルギーが秘められているように感じられた。それを聞くことによって、どうやらわたしにエネルギーが移り備わってしまった…そういうことが起きたらしい。二回目のセッションの後、わたしは自分の現場の同僚3人に電話を掛けてたっぴり対話をした。会議でもこの対話の内容が議題に上り、ともかくここから始まるということまでできている。

(やまもと ひろこ)

子ども達と関わるだけでなく、大人達へのアプローチが避けられないことを痛感することが続き、参加のきっかけとなりました。他の参加者も、子どもと大人との間に喜んで挟まれ、日々奮闘している方ばかりでした。『よかれと思って』『こうした方がいいに決まっている』という固定観念で、子どもの言動を操作しがちな大人の癖。そこに異を唱えつつ、自身も振り返っては「これでよかったのか・・・」とゆらぎます。ゆらぐ自分を赦し、それを語り合える場があることで、より大らかに自分を受容でき力が湧くことを体感しました。どこかで『こうしてやりたい』の思いが強くなる場合がありますが、そこを落ち着いて『相手は何を望んでいるのか』を『聴く』ことが大切ですね。目の前の扉を開けるのは子ども自身。支援者は子ども自らが扉を開けて踏み出せるようにお手伝いをす

る。そして持ち物の中には子どもの権利条約のメソッドが入っているように、わかる言葉・方法で伝えていきたいと思います。大人にも！

また3日間の中で、虐待や貧困についても論点にあがります。

した。自分が支えきれないと判断した事案を繋ぐ先を知る事、連携が不可欠であり、中枢となる『つなぎ機関』が早急に必要だと切に思いました。

(野口 美加)

イベント報告 ②

子どもの権利条約基礎講座

5年目を迎えた「子どもの権利条約基礎講座」。今年は10月16日(土)、荒牧重人さんを講師に早稲田大学で11名の参加をえて実施しました。育児休職していた会社員、子ども会に携わる大学生、小学校の教員、看護師、児童館職員など様々な背景をもつ参加者の自己紹介を受けて、荒牧さんの話が始まりました。

最初にく子どもを取り巻く現実と子どもの見方・とらえ方>について、子どもをめぐる厳しい現実が子どもに対する不信感を生んで厳罰主義へと悪循環になっていると指摘。子どもはもちろん教職員や親も自己肯定感が低い。大人は「できるようになった」と評価せず、「もっとしよう」と課題を言いたがるが、子ども自身が課題を理解している。子ども・親・学校・地域などが責任を互いに押しつける視点と対応を越えて、子どもがともに育つ「まちづくり」が求められるとしました。

つづく<条約の背景となる子ども観・子どもの権利観>では、子どもに自己肯定感がないと「かけがえのない存在」は伝わらない。「理想の子ども像」をつくるから子どもも大人もがく。人権教育の国連10年が強調したように、子どもは権利の相互尊重によって自由に生きられると理解しているので、

権利を学習すればわがままにならない。子どもの権利と親や教職員の権利を対立的にとらえず、具体的な場面での議論が重要としました。

さらに<子どもの権利条約の成立・内容と日本>にすすみ、2回の世界大戦を受けて誕生した国連が平和を守るには人権保障が重要との立場から、具体的に女性や子どもについて条約化した経緯を紹介。解釈・運用の基本になっている一般原則(2・3・6・12条)を丁寧に説明しました。また社会的・経済的・文化的権利を国が十分保障できない場合の国際協力規定には恩恵・チャリティ的から権利保障としての国際協力への転換が見られること、教育にだけ目的規定があるため保障される教育内容が問題になることなど特徴的な規定を取り上げました。

そして今年実施された子どもの権利委員会の審査に触れながら、実際に現場が「こういうのが侵害」だと提言していかないと権利内容は具体化しないとして、国際社会・国・自治体・学校・施設・NPOなどそれぞれの実践の場面で積み重ねていくことの重要性を強調しました。その後も参加者を交えて活発な意見交換がつつきました。

(菅 源太郎)

シリーズ 市民活動の「初めの一步」 第4回

私の場合

奥地 圭子 (NPO法人東京シュール)

不登校にかかわる市民活動を始めて27年になります。

そのきっかけは、70年代末のわが子の「登校拒否」(当時の言葉)だったといえますが、自分の子が不登校したからといって、誰もが自分から市民活動を始めるということはないでしょう。

私の場合、悩んだ2~3年の後、自分の子育てのせいや、子どもの弱さというような個人的問題ではなく、皆で考える社会的問題だと気がつき、かつ、世の中を変えたい、変えるには一人でできないから、仲間をつくって運動していきたい、と思った、ということからです。それも、大上段に変革をめざすといったものではなく、目の前の苦しい状況を自分たちで支えあい、学びあう必要を感じ、1984年「登校拒否を考える会」を始めました。

主として、不登校のお子さんを持つ親の方々の自発的な集

まりですが、当時、夜間中学の松崎運之助さんや、補習塾で子どもを支えようとしていた八杉晴実さん達にもご協力をいただきました。

どうやって「こういう会をやるよ」というのを知らせていくか、という場合、集会をひらくのはとても有効で、まず公民館を借り、チラシを作り、この人の考え方こそ世に広めたいと思った故渡辺位さん(児童精神科医)をお呼びし、講演会を開きました。来場者の方々に、毎月定例的に「登校拒否を考える会」を始めますよ、というアナウンスと案内を入れ、知らない人との出会いをつくりました。第1回目の定例会には100名も人がきて、30人くらいでやろうとしたのに困ったほどでしたが、この方法は、その後、親の会を開きたい皆さんにおすすめしています。

「登校拒否を考える会」は、今でも毎月続けており、通信を

発行しつづけ、その後の不登校関係の母体となりました。

「東京シュール」も、この「登校拒否を考える会」の中で、学校外の居場所・学び場があったらどんなにいいだろうと思ったのです。親が変わり、子どもが理解し、寄り添え、子どもが安心できるようになると、元気な子が増えてきました。毎月の会に親と一緒に来たり、前に知り合った子がいるので会に来たり仲間になっていきました。でも親の会は月1回、「ふだん行けるところが欲しい」「学校は行く気になれない。」「家は退屈」そんな話を聞いているうちに、気がつくことができたのです。今ではフリースクールはかなり知られるようになりましたが、全く無い頃ですから「コロンブスの卵」のようなものです。

いじめがあっても学校へ行かねばと考える中で悲劇が生まれている今、学校の外でも成長できるという学校相対化の仕事が大事と思い、私は教師をやめ、登校拒否を考える会の皆さんに協力いただきながら、「東京シュール」を1985年6月にオープンさせました。子どもと考えながらつくっていかば、最初見当がつかなかった場づくりもこうやっていけばいいんだな、とわかってきますし、ぶつかる問題は、親の皆さんと考えあっていき、何とかなるものです。何より、居場所のあることで、子ども達が短期に元気になり、子どもが参画して作る場となり、社会の差別感とも闘っていく活動も生まれました。その姿が、登校拒否を治療や矯正の対象という考え方

を変えていったり、文部省の不登校政策にもやや影響を与えていきました。

東京シュールは、やがて大きくなり移転し、スペースが増え、在宅の子の成長支援であるホームシュール活動や若者たちで創るシュール大学の活動にも取り組むようになりました。それから全て、子どもの親のニーズにどう応えるか、常に状況の中でやりたいこと・できることを市民活動としてつながりながらつくってきたと思います。

以上の活動は、任意団体としての活動ですが、東京シュールがNPO法人を取得したのは1999年、全国で500番目くらいでフリースクールは初でした。NPO法人になって、社会の信頼度や助成金の受けやすさは、任意団体の時よりぐんと上がり、市民活動をすすめやすくなりました。NPOと行政の連携の流れに助けられ、2007年には、教育特区を活用して、フリースクールの公教育化に踏み出し、東京シュール葛飾中学校を開校する事ができました。

不登校に関する市民活動で、先述の親の会やフリースクールをもとにしつつ、NPO法人で立ち上げたものはいくつかあります。1998年に全国不登校新聞社、2001年にフリースクール全国ネットワーク、2008年に登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク（これは、90年に誕生していたもの）等です。つながりながらつくる、つくることにつながる、これを大事に今後も市民活動を続けたいと思っています。

TOPICS

「子どもにやさしいまち」とは

ユニセフ「子どもにやさしいまちイニシアティブ」

— the Child Friendly Cities Initiative —

内田 塔子 (東洋大学)

「子どもにやさしいまち—child friendly cities—」とはどのようなまちでしょうか。いじめを苦にして自ら死を選ぶ子どもや虐待によって命を落とす子どもが後を絶たないような国では、いじめや虐待のないまち、相談・支援体制の整ったまちをイメージするかもしれませんし、子どもの遊びを念頭におくと、安心して思いきり遊べる場所のあるまち、そのほか、歩道・信号・街灯があり安心して道を歩けるまちといったイメージもあるかもしれません。また、都市化が急速に進行して都市環境の整備が追いつかなかったり、世界的不況も影響してまちの一部がスラム化したりしている国では、きれいな水が飲めるまち、清潔な環境が整っているまちをイメージするかもしれません。

このような世界的な状況を踏まえ、国連・子どもの権利条約に規定される子どもの権利を地方レベルで実現するためには、具体的にどのようなことを保障し、どのような枠組みが重要になるかを示したのが、ユニセフが2000年以降積極的に提唱してきた「子どもにやさしいまちイニシアティブ」(the

Child Friendly Cities Initiative) (注1) です。

1. 「子どもにやさしいまち」が子どもに保障すること

「子どもにやさしいまちイニシアティブ」では、まちが子どもに保障すべき権利として、具体的に以下の権利を掲げています。(注2)

- ①まちに関する決定に影響を及ぼす権利
- ②自分たちが望むまちについて意見を表明する権利
- ③家庭・地域・社会生活に参加する権利
- ④ヘルスケア、教育、住まいといった基本的サービスを受けられる権利
- ⑤安全な水を飲み、適切な衛生設備を使える権利
- ⑥搾取、暴力、虐待から守られる権利
- ⑦子どもだけで道を安全に歩ける権利
- ⑧友達に会って遊ぶ権利
- ⑨動植物を育てる緑のスペースをもつ権利
- ⑩汚染されていない環境で生活する権利

- ⑪文化的社会的イベントに参加する権利
- ⑫人種、宗教、収入、性別、障害に関わらず、すべてのサービスを受けられる平等な市民である権利

ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまち」とは、開発途上国においても先進国においても、上記の権利が保障された暮らしを子どもが送れるまちであり、そのようなまちは子どものみならず、おとなにとっても住みやすいまちであると考えられています。

2. 「子どもにやさしいまち」をつくるための基本要素

このイニシアティブでは、まちの政治、環境、サービスのすべての面が「子どもにやさしく」なるために、「子どもにやさしいまち」の枠組みを構成する基本要素として以下の点を挙げています。(注3)

- ①子ども参加（子どもに影響を及ぼす問題に子どもたちが積極的に関わるよう促進すること。すなわち、子どもたちの意見を聞き、意思決定過程で子どもたちの意見を考慮すること。）
- ②子どもにやさしい法的枠組み（すべての子どもの権利を一貫して保護・促進する立法、原則の枠組みや手続きを確実につくること）
- ③まち全体の子どもの権利戦略（子どもにやさしいまちをつくるための詳細で包括的な戦略や計画を、子どもの権利条約に基づいてつくること）
- ④子どもの権利部局や調整のしくみ（確実に子どもの視点を優先して考慮するよう、地方自治体に恒久的な組織をつくること）
- ⑤子どもに与える影響の評価（法律や政策や実践が子どもたちに与える影響を、事前・実行中・事後に評価する制度的プロセスを確実につくること）
- ⑥子ども予算（子どものための十分な資源を確保し、予算分析を確実にする）
- ⑦まちの子どもたちに関する定期的な報告書（子どもと子どもの権利の実態についての十分なモニタリングとデータ収集を確実にする）
- ⑧子どもの権利の周知（おとなや子ども自身に子どもの権利について知らせること）
- ⑨独立した子ども擁護（子どもの権利を促進するために、NGOを支援し、子どものためのオンブズパーソンや権利擁護委員といった独立した人権機関をつくること）

なお、以上9つの基本要素の中でもとりわけ「①子ども参加の促進」は、その他の要素すべてのベースになる特別な要素と位置づけられています。また、これらの要素のみが「子どもにやさしいまち」の枠組みを構成する、と捉えるのではなく、地域の実情に応じてさらに要素を追加してよいとも認識されています。

現在、「子どもにやさしいまち」づくりをすすめている国は、ユニセフ・イノチェンティリサーチセンター（注4）が把握しているだけでも世界54カ国にのぼっています。

日本では、上記の基本要素に該当する実践例としては、2000年の川崎市子どもの権利条例の制定を皮切りに、北海道奈井江町（2002年）、岐阜県多治見市（2003年）、東京

都目黒区（2005年）など、全国各地で子どもの権利に関する総合条例の制定が見られますし（2009年3月までに23自治体）、1998年に設置された川西市子どもの人権オンブズパーソン、岐阜県岐南町の子どもの人権オンブズパーソン（2001年）、川崎市人権オンブズパーソン（2001年）、埼玉県子どもの権利擁護委員会（2002年）など、独立した子どもの権利擁護機関を設置することによって「子どもにやさしいまちづくり」をすすめているまちもあります。このような日本の取組は、子どもの権利条約、ユニセフのイニシアティブをはじめとした国際的な流れに合致するととても重要な実践例であるといえます。



ユニセフ・イノチェンティ研究所のある孤児養育院の建物
（ブルネレスキ設計）



孤児養育院の建物前のサンティッシマ・アヌンツィアータ広場で遊ぶ子どもたち

（注1） <http://www.childfriendlycities.org/>参照

（注2） <http://www.childfriendlycities.org/en/overview/what-is-a-child-friendly-city>参照

（注3） <http://www.childfriendlycities.org/en/building-a-cfc/building-blocks>参照

（注4） ユニセフ・イノチェンティリサーチセンターは、「子どもにやさしいまち」イニシアティブを推進する事務局の役割を果たしているところです。イノチェンティリサーチセンターは、イタリア・フィレンツェの中心、ドゥオモから歩いて5分、15世紀に創立され19世紀まで機能していたという孤児養育院の建物の一角にあります。孤児養育院の前にある広場の隅の一角には、顔を見られずに子どもを託せる、いわゆる「赤ちゃんポスト」の回転扉が残っており、学校の課外活動等で訪れる多くの子どもたちが元気に遊ぶ広場も、この一角だけはとても静かな空気が漂っています。筆者は約半年間ここで研究生生活を送りました。

『子ども支援学研究の視座』

著 者 安部芳絵
出版社 学文社／2010年刊
定 価 2,310円（税込）
A5判 194頁



本書は、子どもを支援していこうとする人々を対象として書かれた子ども支援学研究の書である。本書では、子ども参加をとりあげ、「権利としての参加」のためにどのような支援をすべきかについて、理論・実践・制度という点から検討している。

第Ⅰ部は子ども参加支援の基礎理論として、「第1章 子ども支援の根源的課題」で赤ちゃんの権利に注目し、「第2章 子ども参加支援理論の国際的展開と課題」ではハートなどの既存の子ども参加支援モデルについて検討し、「第3章 子ども参加支援者論」では、支援者のあり方を取り上げている。第Ⅱ部の子どもの参加支援実践の省察的研究では、「第4章 子ども支援実践論」にて、子ども通信社VOICE、第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）、学校、自治体などでの子ども参加の事例が紹介され、その共通項と課題の検討があり、「終章 子ども参加支援論研究の到達点と課題」へとつながっている。

著者は、「権利としての」子どもの参加に言及しているが、それは、子どもたちの意見表明を通じながら、子どもたちの学習や生活にかかわる事柄について、まわりの大人たちとともに、共同して協議し、決定し、実行していくことだとして

いる。そして、権利としての子ども参加は社会との関わり、あるいは社会変革へとつながるとしている。

このような定義から、著者はおとな（支援者）の役割は、子どもの権利条約に定められた権利を、子どもが実際に行使するために「手助け（ガイド）」することに他ならないとしている。その支援の要素とは「他者への働きかけ」、「他者の意図の理解」、「行為の質の維持・改善」「エンパワメント」であり、特に第4章では、待つこと、聞くこと、対話の重要性を数々の実践から訴えている。そして結論では、実践と制度の隔離について述べ、教育と福祉の権利の統一的保障と、制度として支援システムの構築の必要性を述べている。

本書は、赤ちゃんの権利から議論を展開しているところに、特徴があり、私も非常に興味深く読んだ。保護の対象とみられることの多い赤ちゃんを、権利の保有者とみなし、赤ちゃんの参加に対して、おとながどのように答えていくかが試されているとしている。赤ちゃんは、何も出来ない存在なのではなく、発達しつつある個人であり、力をもった存在であることを、常に忘れてはならないことを思い起こさせた。

さらに、この本を読むと、子どもとの付き合いは、常にチャレンジなものであり、子ども一人ひとりによって支援内容も関係も異なり、そのつど付き合い方を変えていかなければならないものであることを再確認する。しかしその中でも共通項はあり、それら実践から出てきた課題や成果を「制度」として定着させることが必要だと述べている著者の意見には多いに賛同する。そして、根幹に考えるべきは、子どものエンパワメントであり、参加はその手段に過ぎず、私たちは子どもたち自身が権利を実行するためのサポーターとしてどうあるべきかをことをこの本は教えてくれた。本書は、子ども支援に関わる人々のあり方に影響を与えるものである。

渡邊 奈美子（会員）

編集後記

今回は子どもの権利条約フォーラムでの分科会の担当者や当ネットが行ったファシリテーター養成講座への参加者など、普段よりも多くの方にご執筆していただけてできあがりしました。その分、さまざまな活動や意見にふれることのできるものになったと思います。子どもを支援している大人や様々な団体が、色々なイベントを通してつながり、そのネットワークが広がっている1つのカタチが表現されているのではないかと思います。そして、そのネットワークを通じて、時には活動の課題を共有し、ゆらぎを共感しあい、それぞれの理念と実践が醸成されていく。そんな安心感の支え合いがはぐくまれていけばいいなと感じました。

話はかわりますが、隣に住んでいるご家族に小さな2人兄弟がいます。まだ5歳のお兄ちゃんはいつも僕をみつけると走ってきて大きな声で元気にあいさつしてくれます。思わずこっちも元気にしてくれるような笑顔です。先日、以前まではお母さんの手につながっていただけの3歳の小さな弟がお兄ちゃんのまねをして後をおいかけてきて、かわいい笑顔で「おはよう」といってくれました。その成長にははにかんでいた2週間後、今度は僕をみつけたその弟がお兄ちゃんより先に走ってきてあいさつしてくれました。その成長のはやさに驚きつつ、2人の兄弟の後ろ姿を見て、そんな小さな、けれども大きな子どもたちの変化に幸せになれるのも子どもの支援活動にふれ、子どもの権利を学んでいるおかげかなと感じました。そんな素敵な遊びを共有できるネットワーク、これから大切にしていければいいなと思っています。

「子どもの権利条約」No.102

2010年12月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美・南雲勇多

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント